

分科会で作成する条例骨子の作成例

1 名称

「海津市まちづくり基本条例」とします。

【理由等】

分科会および市民ワークショップを開催する中で、「まちづくり基本条例」とする意見が多数ありました。これは、市民が中心となりより身近な問題を行政に頼ることなく、あるいは議会・行政とともに「まちづくり」をするという市民主体の「思い」を表わそうという意見です。

2 前文

- ① 海津市の歴史・文化・地理的なキーワードを含む（木曾三川、養老山脈）
- ② 条例制定の理由を表すキーワードを含む（地方分権、少子高齢化の進行、市民自治意識の高揚など）
- ③ 条例制定の基本的な理念を表すキーワードを含む（市民自治、市民参加、協働、情報共有）
- ④ 市民憲章を尊重する記述を含む

第1章 総則

第1条 目的

- ① 住みよいまちの実現を図るために、市民が主人公となり、まちづくりを担うための権利と責務を明らかにする
- ② 市民自らがまちづくりを担うための仕組みや制度を定める
- ③ 議会や行政の役割と責務を明らかにする

【理由等】

- ①まちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが地域に起こる問題に気づき、解決するためには行動を起こすことが大切です。
- ②また、市民が主体となってまちづくりを行うためには、議会や行政の新たな役割と責務を明確にする必要があります。